

久留米市成年後見センター便り⑱

市成年後見センターでは、成年後見制度に関する相談などを行っています。特に専門的な相談に関しては毎週木曜日に弁護士相談も行っています。事前にご予約のうえ、お気軽にご相談ください。
市成年後見センター弁護士が、成年後見制度に関する疑問にシリーズで答えていきます。



父親が死亡し遺産相続をしたいと思います。
しかし、相続人の一人である母親が認知症のため遺産分割の話ができません。
娘の私が後見人になれば遺産分割することはできますか？



母親に成年後見人が選任された場合、後見人がご本人の代理として遺産分割協議に応じることになります。遺産分割協議においては、ご本人の権利を守るため、原則として法定相続分を確保する必要があります。勝手に相続放棄をしたり、不当に少ない取り分で協議に応じたりすることは基本的に許されません(遺言が作成されていない場合)。ただし、相続人の一人である子どもが母親の後見人に選ばれた場合には、どちら

も相続人であるため、ご本人と後見人との利益が相反してしまいますので、後見人はご本人の代理をすることができません。そのような場合、家庭裁判所に「特別代理人選任」という申立てをして、遺産分割協議におけるご本人の代理人を決める必要があります。その後、特別代理人は遺産分割協議が終了すれば業務は終了します。しかし、後見人の業務は申立てのきっかけとなった課題が解決した後も、ご本人の判断能力が回復するか死亡するまで続きます。

相談時間 月曜～金曜／8時30分～17時15分
(土・日・祝日・年末年始はお休みです)
相談は無料です。 **※弁護士相談は予約が必要です。**

問合わせ 市成年後見センター(市社会福祉協議会内)
TEL0942・30・2732 FAX0942・34・3090

今回の担当弁護士

せいすい
青翠弁護士事務所
宮崎 智美 弁護士

5月～7月 校区別献血日程 予定表



400mlお願いされるのは どうして?



血液は、同じ血液型でも一人ひとり微妙な違いがあるため、輸血用の血液製剤は、より少ない人数の献血でまかなわれている方が、輸血後の副作用(発熱、発疹など)の可能性が低くなります。400ml献血は200ml献血に比べて、より少ない人数で輸血が可能となるので、患者さんの負担が軽減されます。

また、医療機関から輸血用として求められる割合が高いのも400ml献血です。そのため、献血していただく人の意思、健康状態などを確認して、400ml献血のご協力をお願いします。

【問合わせ】
久留米市献血推進協議会(市社会福祉協議会内)
TEL 0942・34・3035 FAX 0942・34・3090

校区・地域	日程	場所	受付時間	
5月	鳥飼	21日(火)	鳥飼校区コミュニティセンター	10:00～12:30 13:30～15:00
	東国分	22日(水)	東国分校区コミュニティセンター	10:00～12:00 13:00～15:00
	南	30日(木)	南校区コミュニティセンター	10:00～13:00 14:00～15:30
	山本	30日(木)	山本校区コミュニティセンター	9:30～12:00
	安武	30日(木)	安武校区コミュニティセンター	14:00～16:00
6月	日吉	7日(金)	日吉校区コミュニティセンター	10:00～12:00 13:00～15:30
	京町	10日(月)	京町校区コミュニティセンター	10:00～12:30 13:30～15:00
	三瀨地域	13日(木)	三瀨保健センター	10:00～12:00 13:00～15:30
	荒木	18日(火)	荒木校区コミュニティセンター	9:30～12:00 13:00～15:00
7月	篠山	3日(水) 4日(木)	市役所(くるみホール)	9:30～11:30 12:30～16:00
	善導寺	3日(水)	善導寺校区コミュニティセンター	9:30～15:00

献血日程は、市社協のホームページでもご覧になれます。フェイスブックやツイッターも随時更新しております。

